

くりはら愛育保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 興善会
所在地	東京都荒川区西尾久7-26-4
電話番号	03-3893-3373
代表者氏名	理事長 成田 豊子

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	くりはら愛育保育園
施設の所在地	東京都足立区栗原4-6-7
連絡先	電話番号 03-3896-5155 FAX 03-3896-5156
管理者	園長 上原 隆寛
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 60人 満1歳以上満3歳未満の児童 33人 満1歳未満の児童 9人
開設年月日	令和2年4月1日

3 事業所の目的・運営方針

くりはら愛育保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	900.10㎡
	園庭	258㎡
園舎	構造	鉄骨造 3階建て
	延べ床面積	1,028.09㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ほし組(0歳児)
ほふく室	1室	ほし組(0歳児)
保育室	5室	にじ組(1歳児)、おーろら組(2歳児)、つき組(3歳児)、ちきゅう組(4歳児)、たいよう組(5歳児)
調理室	1室	
職員室	1室	

5 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		園の業務を統括し、会計事務に従事する。
主任保育士	1	1		園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。
保育士	15	15	複数名	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	1	1		給食の献立作成、給食材料の発注その他給食業務に従事する。 (但し、調理委託業務による外部の調理員に代える場合がある。)
看護師	1	1	1	乳幼児の健康管理及び保育に従事する。
調理員	4	2	2	給食業務に従事する。 (但し、調理委託業務による外部の調理員に代える場合がある。)
用務員	1		1	園内の諸雑務に従事する。
嘱託医	1		1	園児の健康管理に従事する。

- ※ 常勤・非常勤の内訳は、年度及び職員の異動等に伴い変動する場合があります。
- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ その他、専門講師(アトリエ・体操活動)がいます。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月31日から1月3日)及び日曜日、祝日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から7時30分及び18時30分から19時30分までの範囲内で延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、区市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、区市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時30分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) その他、園独自で提供している保育内容

体操遊び等の外部講師による指導を実施、提供いたします。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った区市町村が定める利用者負担額（月額）を区にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

利用の開始については「足立区における保育の実施等に関する条例施行規則」による保育を必要とする乳児又は幼児のうち、本園に入園を希望する場合は、足立区指定の保育所入所申込書に必要事項を記載し、足立区長に申し込むものとします。本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、足立区が入所希望者全員にわたり「足立区における保育の実施等に関する条例施行規則」に沿ってその選考を行い入所者を決定します。定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることもあります。

利用の終了に当たっては、現に在園中の乳児又は幼児（以下「入所児」という。）が「足立区における保育の実施等に関する条例施行規則」による保育を必要とする乳児又は幼児に該当しなくなったときは、保育の実施を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとします。また、私的契約児で理由なく保育料を3か月以上滞納したとき、一時保育（緊急一時含む）利用児童であって、その必要がなくなったとき、その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたときは区と協議の上、退園させるものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

医療機関の名称	木村小児科クリニック
医 院 長 名	木村 康子
所 在 地	足立区梅島3-32-24 第一矢野新ビル2階
電 話 番 号	03-3889-1187

12 緊急時の対応

本園は、安全かつ適切に質の高い保育を提供するために事故防止・安全管理マニュアルを定め、事故を防止するための体制を整備しています。入所児に対する保育により事故が発生した場合は、速やかに入所児の家族、区市町村等に対して連絡を行う等必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して執った処置を記録します。

1.3 虐待防止のための措置

当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。

また、職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとします。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

<p>当園 ご利用相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士 ・ご利用時間 8：30～17：30 日祝日を除く月～金 ・電話番号 03-3896-5155 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
<p>第三者委員</p>	<p>弁護士 佐々木 博征 045-988-1240</p>

※ 当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.5 個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人興善会は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて（個人情報の保護に関する法律以下「個人情報保護法」と呼ぶ）及び関連法令を順守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に務めます。

(1) 基本理念

社会福祉法人興善会では「個人情報保護法」第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いをはかります。

(2) 個人情報の利用目的

ア 社会福祉法人興善会では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報または日々の保育業務を通して得た個人情報を「児童福祉法」及び厚生労働省編「保育所保育指針」が示している保育所保育の円滑な実施以

外の目的で使用することはありません。

イ 監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益の享受および権利の行使に必要なと認められる場合は、正当な目的に限り使用いたします。

ウ 利用目的は

- (1) 園児募集ならびに入園に関する業務
 - (2) 保護者との連絡に関する業務
 - (3) 園児の保育に関する業務
 - (4) 園児の記録管理に関する業務
 - (5) 園児の健康状態把握に関する業務
 - (6) 卒園児の確認に関する業務
 - (7) ホームページ・雑誌等の掲載に関する業務
- とします。

16 非常災害時の対策

園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、消防計画書に基づき、とるべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回入園児童及び職員の避難及び消火訓練と通報訓練を行うものとします。

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：くりはら愛育保育園

説明者職名：園長

氏名 上原 隆寛

私は、本書面に基づいて社会福祉法人興善会くりはら愛育保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

印

別表

1 延長保育に係る利用者負担金

■月極めの利用延長料金

毎年の申請が必要です。

特別保育区分	世帯区分	料金（1歳以上）	料金（0歳児クラス）
7：00～7：30	A階層及びB階層	600円/月	900円/月
	C階層及びD階層	2,500円/月	3,750円/月
18：30～19：30	A階層及びB階層	1,000円/月	1,500円/月
	C階層及びD階層	4,000円/月	6,000円/月

*延長保育料については補食代を含む。但し、夕食の提供に当たっては別途1食 500円とします。

■スポットの利用延長料金

残業等の緊急時の場合、延長保育を利用する方法です。

時間	料金	
	1歳以上	0歳児クラス
7：00～7：30	400円	600円
18：30～19：30	200円/15分	300円/15分

*延長保育料については補食代を含む。但し、夕食の提供に当たっては別途1食 500円とします。

■開園時間内延長（保育短時間認定児）

保育短時間認定児童が7：00～8：30または16：30～18：30（もしくは両方）の延長保育を利用した場合の料金は、日額500円とします。7：00～8：30、16：30～18：30を超えた利用の場合はスポットの利用延長料金に準じます。

2 給食費に伴う利用者負担分

○区外対象児童：月額4,500円とします。

○給食試食代：350円（おやつ代 50円含む）